

記入例

婚姻届

婚姻届を提出する日付を記入してください。

令和●年●月●日 届出

東京都府中市 長 殿

消せるペンや鉛筆は使用しないでください。
文字を誤って記入した場合は、修正液や修正テープは
使用せず、二重線で訂正してください。

婚姻届と同時に転入届を出す場合は、届出後の内容を書いてください。

婚姻届に記入するだけでは住所は変わりません。開庁時間中に「住民異動届」を提出してください。

お持ちの婚姻届に世帯主の欄がある場合でも記入は不要です。

戸籍謄本に記載されている父母（養父母）を現在の氏名で記入してください。父母（養父母）が亡くなっている場合も記入してください。

夫婦の氏は必ずどちらかに
チェックを入れてください。
（相手が外国籍の場合は空欄）

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。（消えるボールペンは使用しないでください。）
- この届は、日曜日や祝日でも届けることができます。開庁時間外は宿直等で届書のお預かりと本人確認を行います。翌開庁日に職員が審査し、不備の内容によっては再度来庁いただくことがあります。審査に日数を要した場合でも婚姻日は婚姻届を提出した日となります。

成人2名の署名が必要です。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	府中 一郎 印
生 年 月 日	昭和 30 年 3 月 3 日
住 所	東京都 府中市 白糸台 1 丁目 6 0 番地の 1
本 籍	東京都 府中市 白糸台 1 丁目 6 0 番地の 1

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 1 台湾
- 2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

建物名や部屋番号は本籍に含まれないので、記入しないでください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

別表（同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事欄）

1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の雇用者は5)
5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
6. 仕事をしている者のいない世帯

署名は必ず本人が自署してください。

婚姻届の書きかた・出しかた（府中市）
提出する前にご確認ください



夫 にな る 人		妻 にな る 人	
氏 名	府中 太郎	氏 名	窓口 花子
生 年 月 日	昭和 元 年 12 月 1 日	生 年 月 日	昭和 63 年 9 月 30 日
住 所	東京都府中市宮西町2丁目 24番地の1 府中アパート101	住 所	東京都 新宿区 西新宿
本 籍	東京都 府中市 白糸台 1丁目 60 番地の1	本 籍	東京都 新宿区 西新宿 2丁目 8 番地の 1
筆頭者の氏名	府中 一郎	筆頭者の氏名	窓口 努
父	府中 一郎	父	東京 一男
母	府中 ひばり	母	窓口 けやき
養父	長男、二男、三男 ...	養父	窓口 努
養母		養母	
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	東京都 府中市 宮西町 2丁目 24 番地の1	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	
同居を始めたとき	令和 ● 年 ● 月	同居を始めたとき	
初婚・再婚の別	初婚 再婚	初婚・再婚の別	
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 1 2 3 4 5 6 妻 1 2 3 4 5 6	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	
夫 妻 の 職 業	夫の職業 専門・技術職	夫 妻 の 職 業	妻の職業 事務職
その他	夫と妻の署名（それぞれ自署）		
届出人署名	夫 府中 太郎	届出人署名	妻 窓口 花子
事件簿番号	日中連絡のつきやすい番号を記入してください。		

連絡先 夫 (●●●)●●●●-●●●● 妻 (●●●)●●●●-●●●●